

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定保安林予定森林
土地改良区の役員不就退任
基本測量の終了
公共測量の終了
- ◇公安告示 古物営業法による聴聞
- ◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更

規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第一号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五パーセント」を「四・六パーセント以内」に改める。
第四条中「三・五パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十三年十二月五日から適用する。
- 3 昭和五十三年十二月四日以前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五十号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定に基づき、次の法人を指定地方公共機関として指定したので、告示する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
山陰中央テレビジョン放送株式会社

鳥取県告示第五十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字大父字矢筈山、大字山川字船上山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字船上山ヨリ勝田山九二七（国有林。）、東伯町大字野井倉字本谷奥、大字三本杉字押手（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二(一) 指定の目的

公衆の保健

三(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥（次の図に示す部分に限る。）
所在の森林

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(二) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町羽田井（国有林。次の図に示す部分に限る。）

三(二) 指定の目的

公衆の保健

三(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課、中山町役場、赤碓町役場及び東伯町役場に備え置いて従覧に供する。）

鳥取県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

溝口町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 濱 田 哲 郎 日野郡溝口町溝口六〇四

田中操	大坂六五四
本庄国光	添谷一〇五七
石津義章	大滝二九三
米田富嘉	富江七一〇
長谷川清久	上野七六一
内藤陽文	福兼五七二
森利雄	二〇
入江甚一	金屋谷一〇一九
遠藤和夫	富江七八
神庭均	添谷四三三

任期満了により退任

溝口町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 濱田哲郎	日野郡溝口町溝口六〇四
田中操	大坂六五四
本庄国光	添谷一〇五七
石津義章	大滝二九三
米田富嘉	富江七一〇
長谷川清久	上野七六一
内藤陽文	福兼五七二
森利雄	二〇
入江甚一	金屋谷一〇一九
遠藤和夫	富江七八

神庭均 添谷四三三

昭和五十三年十二月十三日に開催された通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年十二月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等水準測量)

二 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、東伯町、赤碓町、大栄町、羽合町、泊村、気高町、青谷町、河原町、用瀬町、智頭町、岩美町及び福部村

三 終了年月日

昭和五十三年十二月二十日

鳥取県告示第五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用

する同法第十四条第三項の規定により告示する。
昭和五十四年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

公共測量(航空写真測量)

二 作業地域

八頭郡智頭町湯屋、鳥巢、智頭、岩神、上市場、坂原、中田、三田、山根、木原及び三明地内

三 終了年月日

昭和五十三年九月二十日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年二月八日
午前十時三十分から

米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署会議室
二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 米子市車尾五七一番地 徳岡 節雄
- 西伯郡岸本町上細見六九〇番地の一 金田 時雄
- 米子市両三柳一〇二番地の一 宮原 義人
- 米子市中島九一番地 別所内熊雄
- 日野郡日野町濁谷二七六番地 松本 寛
- 西伯郡会見町天万九四三番地 市川 秀夫
- 米子市両三柳二六七七番地 竹内 茂度

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和54年1月19日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

地方職員共済組合法の一部を変更する定款

地方職員共済組合法(昭和三十七年十二月一日)の一部を次のように変更する。

附則に次の三項を加える。

5 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産

形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）を行う。

6 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第三十三条中「及び物資経理」とあるのは、「物資経理及び財形経理」として、同条の規定を適用する。

7 事業計画及び予算又は決算の公告については、財形住宅貸付事業を行う間、第三十四条中「議を経たとき」を「議を経たとき並びに財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し若しくは変更し又は決算を完了したとき」として、同条の規定を適用する。

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款（昭和四十九年七月二十四日）附則の一部を次のように変更する。

第二項中「四年」を「六年」に改める。

附 則

1 この変更は、昭和五十三年十一月二十七日から施行する。

2 変更後の地方職員共済組合定款の一部を変更する定款（昭和四十九年七月二十四日）附則第二項の規定は、昭和五十三年六月二十五日から適用する。